平成２２年（フ）第１５２号
大分県別府市亀川四の湯町16番７号
債務者　賤川　雅通
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１５３号
大分県別府市亀川四の湯町16番７号
債務者　賤川ふさ子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１６３号
大分県別府市石垣東８丁目５番17―401号
債務者　首藤　裕美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７号
大分県杵築市大字大内5473番地１
債務者　山藤　俊吾
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
富山市天正寺545番地２
債務者　跡池　正樹
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２号
熊本県天草市御所浦町横浦627番地13
債務者　小﨑富美子（旧姓草野）
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第２９号
長崎県雲仙市小浜町北木指546番地
債務者　廣瀬　慶次
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
長崎県島原市上新丁３丁目4051番地
債務者　鳥飼　清子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
長崎県島原市上新丁３丁目4051番地
債務者　鳥飼　　孝
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
青森市浜館１丁目２番地１　木村アパート５号
債務者　三國谷裕子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
熊本県玉名市松木42番地１　コーポ松木305号
債務者　檀上　香澄（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第３３号
熊本市長嶺南４丁目７番92号　101号、住民票上の住所熊本県山鹿市鹿北町岩野2558番地１
債務者　野中　智巳
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７０号
宮崎県都城市大岩田町5385番地、申立時の住所熊本市平成３丁目５番18号
債務者　髙橋　三男
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９７号
熊本市富合町志々水283番地２
債務者　渡並　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１００号
熊本市池田１丁目20番65号
債務者　髙橋千恵子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０２号
熊本県菊池郡菊陽町新山３丁目18番１号
債務者　藤本今朝明
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１２号
熊本市新町４丁目４番36―702号
債務者　柳本　　章
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１３号
熊本市新町４丁目４番36―702号
債務者　柳本　佐和
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部